

## 第5章 計画の着実な推進に向けて

### 第1節 推進体制

#### 第1項 各主体の役割と連携

めざすまちの姿の実現に向けては、行政だけでなく、市民・事業者等が環境に対して担うべき役割を理解し、主体的に環境保全につながる取組みを実践していくことが必要です。

また、環境問題の解決に向けては、各主体における取組みだけでは限界があるため、あらゆる主体がつながり、連携することで、地域社会全体で課題に対する共通認識を持ち、共働の取組みを広げていくことが重要です。

ここでは、本計画を着実に推進していくために期待される各主体の役割と連携について示します。

##### 1 各主体の役割

###### (1) 市民の役割

私たち一人ひとりの生活が環境に対して様々な影響を与えていていることを理解し、省エネやリサイクルの実践など、環境に配慮したライフスタイルへ転換することが求められます。また、地域や市民団体などの環境活動に積極的に参加し、自らの学びや活動を家族や友人などの身近な人に伝え、取組みの輪を広げていくことも重要です。

<市民の取組み例>



ラブアース・クリーンアップの様子



街路樹の植樹の様子

## (2) 市民団体等の役割

様々な目的で活動している市民団体、NPO 法人、自治協議会や子ども会などの地域の組織等、規模や活動目的も多様な団体があります。このような団体が率先して環境に配慮した行動を実行するとともに、市民等への情報発信や学びの機会の提供などに取り組むことが求められます。また、特に環境活動を専門としている団体は、他の主体の環境教育や環境保全活動を支援することが期待されます。

<市民団体等の取組み例>



採蜜体験の様子



地域集団回収の様子

## (3) 学校等の役割

幼児教育や学校教育は、子どもたちの環境マインドの基礎を育む重要な場です。教職員等は環境教育の考え方や手法を学び、多様な教材や体験学習等により、子どもの成長段階に応じた体系的な環境教育を推進することが求められます。また、学校等の活動を家庭や地域に発信することや、地域、市民団体、事業者などとの連携・共働を通して、社会全体の環境への関心・取組みの風土を醸成していくことも大切です。

<学校等の取組み例>



調理くずの堆肥化に取り組む様子



環境学習の様子

#### (4) 事業者の役割

持続可能な社会の実現には、事業者の環境に配慮した事業活動が不可欠です。事業者は、環境法令等の遵守を徹底するとともに、原材料の調達から消費までのサプライチェーン全体での環境負荷の低減につながる取組みを主体的に推進していくことが求められます。また、環境問題の解決につながる先進的な技術や環境配慮型商品・サービスの開発などに積極的に取り組むことや、これまで培ってきたノウハウや人材を活かして、地域社会の一員として環境教育や環境保全活動に取り組むことや、従業員やその家族の環境行動を後押しすることが期待されます。

##### <事業者の取組み例>



福岡バイオフードリサイクル工場  
見学ツアーの様子



再生可能エネルギーツアーの様子

#### (5) 行政(市)の役割

職員一人ひとりが環境意識を高めて、市民の模範となる行動をするとともに、大規模事業者・消費者として、社会に大きな影響を与えることから、環境に配慮した取組みを率先して行います。また、目標やビジョンを提示し、市民や事業者等の行動促進の基盤づくりを行うとともに、それぞれの取組みの後押しや活動を結び付ける施策を展開し、あらゆる主体の共感を得ながら、共に環境課題に取り組んでいきます。

##### <行政(市)の取組み例>



環境フェスティバルふくおかの様子

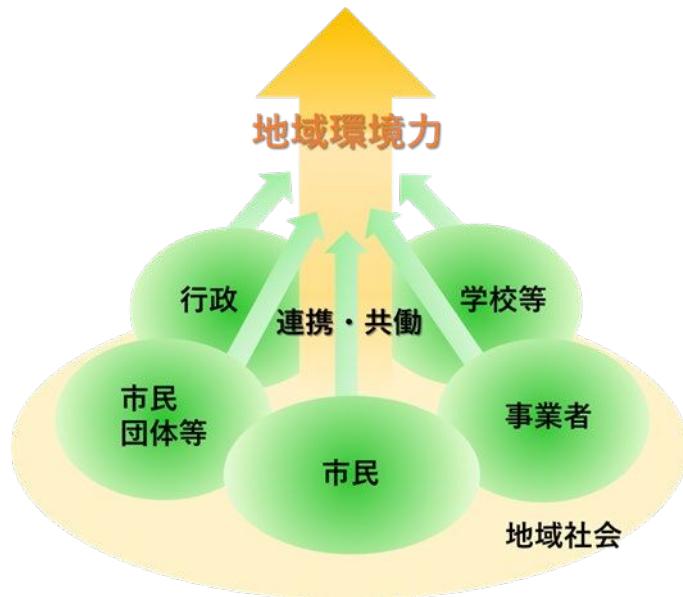


干潟の生きもの観察会の様子

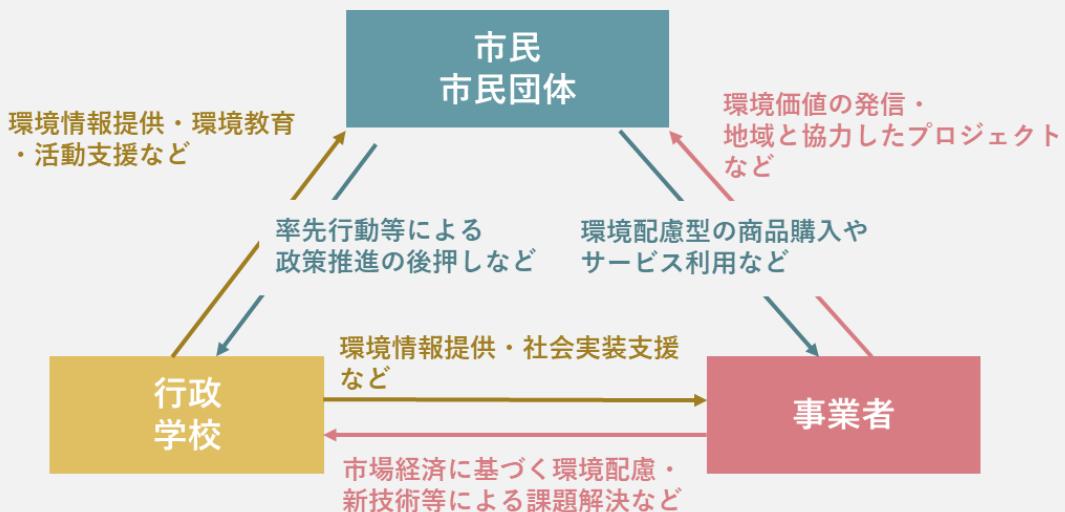
## 2 各主体との連携

### (1) 地域環境力の向上

本計画を着実に推進し、複雑・多様化する環境問題に対応するためには、各主体が各自で取り組むだけでなく、地域社会の一員として相互の役割・関係性を理解するとともに、自ら「学び、行い、つなぐ」ことが必要であり、行政が率先して各主体の自主的な行動を促進するとともに、各主体が公平な役割分担のもと、様々な取組みに参画できるよう促していくことで、地域から環境を良くしていく力、「地域環境力」を向上させていきます。



#### [参考：各主体の関係性（例）]



### (2) 庁内推進体制等

環境分野は、都市計画、産業、観光、健康、教育等の様々な分野に関わっており、庁内の他分野の部局と連携し、各行政分野との整合・調和を図ることにより、有機的に施策を推進していきます。

## 第2節 進行管理

### 第1項 進行管理の実施方針

本計画は、PDCAサイクル(事業の「計画」(Plan)、「実施」(Do)、「評価」(Check)、「改善」(Action)の循環)による進行管理を基本とします。

「計画」(Plan)で定めた方向性に従って、個別の施策・事業を「実施」(Do)し、環境の状況や施策・事業の取組み状況、指標の達成状況などを毎年「評価」(Check)し、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置された「福岡市環境審議会」による第三者評価の結果を踏まえながら、必要に応じて今後の取組みや目標について、適切な「改善」(Action)を行いながら、本計画を着実に推進していきます。

なお、施策の実施状況や本市の環境の現状等は、年次報告書やホームページなどで公表します。

### 第2項 成果指標等

環境施策の大綱である本計画では、5つの基本施策ごとに、包括的な成果指標を定め、目標値を設定します。

なお、各部門別計画にて、本計画の方向性に沿ったより具体的な指標を設定し、本計画及び部門別計画をあわせて進捗管理を行っていきます。

さらに、成果指標を補完する指標として、施策の推進が市民生活にどのような影響を与えているかを測る参考指標(市民意識)を設定し、肯定的意見(「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」)及び肯定的意見のうち、「そう思う」の数値の変化にも着目しながら回答傾向を分析し、環境政策を総合的・計画的に推進します。

環境を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、この変化に適応した計画であり続けるため、計画期間中の社会情勢の変化や国内外の動向等を踏まえ、5年を目途に改訂の必要性について判断します。